

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB は、IFRS の年次改善（2012-2014 年サイクル）の公開草案を公表する

### 目次

- なぜ本修正が提案されたか？
- いつ修正案は適用されるか？
- 公開草案で提案された変更は何か？

本 IFRS in Focus は、年次改善プロセスの一環で、一般のコメントを募集するために 2013 年 12 月に公表された、公開草案 ED/2013/11 に示されている 4 つの国際財務報告基準 (IFRSs) の修正案を要約している。

### 要点

- 本公開草案は以下の基準を修正することを提案する。
  - IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」— 処分方法の変更
  - IFRS 第 7 号「金融商品：開示」— (i) サービス契約および (ii) 要約期中財務諸表への相殺開示に関する IFRS 第 7 号の修正の適用可能性
  - IAS 第 19 号「従業員給付」— 割引率：地域市場の論点
  - IAS 第 34 号「期中財務報告」— 「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示
- 本修正案が最終化されれば、2016 年 1 月 1 日以降開始する事業年度に発効し、早期適用も認められる。
- 本提案に対するコメントは、2014 年 3 月 13 日を期限としている。

### なぜ本修正が提案されたか？

公開草案 ED/2013/11「IFRS の年次改善 (2012-2014 年サイクル)」は、必要性はあるが、緊急でない IFRSs の修正である年次改善プロセスで公表された 7 番目の修正の集合体にあたる。

### いつ修正案は適用されるか？

本修正の提案されている発効日は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度である。早期適用は、全ての修正に認められることが提案されている。

企業は、全ての他の修正を早期適用することなく、IFRS の年次改善 (2012-2014 年サイクル) の個別の修正を早期適用することが認められる。

ED に対するコメントは 2014 年 3 月 13 日が期限である。

詳細は下記ウェブサイトを参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 公開草案で提案された変更は何か？

IFRS	トピック	修正
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分方法の変更	<p>本 ED は、企業が資産（または処分グループ）を、売却目的保有から分配目的保有に分類変更する場合（またはその逆の場合）、または分配目的保有の会計処理が中止となる場合についての特定のガイダンスを IFRS 第 5 号に提案する。本修正案は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような分類変更は、売却予定または分配予定への変更、と考えるべきではなく、同じ分類、表示および測定 of 要求事項を継続して適用すべきである。</li> <li>・もはや分配目的保有の基準を満たさない資産（かつ売却目的保有の基準を満たさない資産）は、売却目的保有として分類することを中止する資産と同様に扱われるべきである。</li> </ul> <p>本修正は将来に向かって適用することが提案されている。</p>
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	サービシング契約	<p>本 ED は、譲渡資産に関連して要求される開示の目的のため、サービシング契約が、譲渡資産の継続的関与にあたるかどうかを明確にする追加のガイダンスを提案する。IFRS 第 7 号 42C 項 (C) は、サービシング契約でのパススルー取引は、それ自体、譲渡開示要求の目的のため、継続的関与を有しないと述べている。しかし、実務上、ほとんどのサービシング契約は、資産の継続的関与となる追加の特性を有している。例えば、サービシング報酬の金額および／またはタイミングが、回収される現金収入の金額および／またはタイミングに依存する場合である。本修正案は、当該影響についてのガイダンスを追加する。</p> <p>本修正は将来に向かって適用され、初度適用企業の不利益を回避するため、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正を含むことが提案されている。</p>
	要約期中財務諸表への、相殺開示に関する IFRS 第 7 号の修正の適用可能性	IFRS 第 7 号に対する修正が、金融資産および金融負債の相殺開示に関する開示要求事項 (2011 年 12 月に導入され、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効) を要約期中財務諸表に含めるべきか、含めるならば、2013 年 1 月 1 日以後すべての要約期中財務諸表か、または初年度のみかに関する不確実性を取り除くために提案される。本 ED は、相殺開示はすべての期中期間には明示的に要求されないことを明確にすることを提案する。しかし、当該開示は、IAS 第 34 号「期中財務報告」に従うため、要約期中財務報告に含める必要がある場合がある。

本修正は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。

IAS 第 9 号「従業員給付」

割引率：地域市場の論点

本 ED は、退職後給付の割引率を見積もる際に使用される優良社債は、給付の支払時と同じ通貨とすべきであることを明確にするため、IAS 第 19 号の修正を提案する。本修正案により、優良社債の市場の厚みは、通貨レベルで評価されることとなる。

本修正は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。

IAS 第 34 号「期中財務報告」

「期中財務報告書の他の部分」  
における情報の開示

本 ED は、IAS 第 34 号で要求されている情報が、期中財務報告書内だが、期中財務諸表の外で、他の部分に表示される場合に、要求事項を明確化することを提案する。本修正は、そのような情報は、期中財務諸表から期中財務報告書の他の部分に相互参照する方法、すなわち期中財務諸表と同期間で、同時期に利用者に入手可能となる方法で組み込むことを要求する。

本修正は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。